

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、「令和8年度 那覇市街なみ環境整備方針策定業務」に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 発注者 那覇市をいう。
- (2) 受注者 令和8年度 那覇市街なみ環境整備方針策定業務を受注した者をいう。
- (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など発注者が管理する個人に属する情報をいう。
- (4) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (5) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受注者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。ただし、発注者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止又は制限)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、発注者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受注者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受注者は発注者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、発注者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受注者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 発注者は、いつでも受注者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 発注者は、必要と認める場合には、受注者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 発注者が受注者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受注者は発注者に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受注者は、滅失等があった場合は速やかに発注者へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄)

第10条 受注者は、本契約終了後に発注者から要求がある場合又は法令の定めが必要がある場合は、直ちに発注者から預託された個人情報を発注者に返却しなければならない。ただし、発注者から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。

- 2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第11条 受注者は、発注者から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
 - (2) 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。
- 2 受注者は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を発注者に提出しなければならない。

(従事者への周知)

第12条 受注者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。